

参考資料（その他住まいに関すること）

市民便利帳「ちがさき生活ガイド」より住まいに関する部分を抜粋しました。

■防犯・防災	
名称	土のうの配布
担当	建設総務課
概要	台風や大雨の予報が出た際の浸水防水手段として「土のう」を配布しています。必要な方は、車などで市役所へ取りに来てください。担当課窓口で申込書を記入後、土のうを配布します。配布後の土のうは皆さんご自身で管理及び処分をお願いします。
名称	防犯灯
担当	安全対策課
概要	防犯灯の故障などを発見した場合は、下記「コールセンター」へ連絡してください。受付時間は、平日の8時～21時、それ以外の時間や土・日曜日、祝日、年末年始は留守番電話対応となります。ご連絡の際には、電柱などに設置された防犯灯管理プレートに記載されている管理番号をお伝えください。 「コールセンター」連絡先(茅ヶ崎東光電気株式会社内) TEL:0467-40-6255 FAX:0467-53-0708 Mail:harada@c-toko.co.jp

■道路	
名称	狭あい道路の整備(セットバック)
担当	道路管理課
概要	狭い道路の整備を進めるため、幅4m未満の道路に面した家屋の新築・増改築をする場合、道路の後退(セットバック)が必要になります。後退した部分は市で買い取るか、市への寄付をお願いしています。 ブロック塀や生垣などの補償や自主的な後退にご協力いただける方の相談も受け付けています。
名称	道路の穴あきなどを見つけたときは…
担当	道路管理課
概要	道路の破損や側溝のつまりなど、お気づきの点がありましたらご連絡ください。補修や清掃などを行います。
名称	市の道路・水路との境界確認
担当	建設総務課
概要	市の道路・水路に接した土地には、境界標が埋設されています。家屋の新築・改築、塀の新築・改修工事をする際には、境界標をしっかりと確認し、亡失や移動させないように注意して、工事をするようお願いいたします。なお、境界標が確認できない場合は、建設総務課までご相談ください。
名称	市の道路・水路の払い下げ・交換
担当	建設総務課
概要	私有地に隣接もしくは宅地の中に取り込まれている道路や水路で現況が機能していないものについて、不要な財産の有効活用の視点から市では積極的に売却を進めています。取得を希望される方は、建設総務課までご相談ください。

■ごみ

名称	家庭用生ごみ処理機・生ごみ処理容器の助成																											
担当	資源循環課																											
概要	<p>ごみの減量化・資源化の推進のため、家庭用生ごみ処理機および生ごみ処理容器の購入を助成しています。</p> <p>◎家庭用生ごみ処理機(手動式・電動式) 購入日から1年以内に資源循環課へ申請してください。 ・1世帯につき1台まで(前回の申請から5年が経過した場合は、再度補助が受けられます。) ・購入金額の1/3を補助(上限2万5,000円。ただし100円未満切り捨て) 必要書類はお問合せください。</p> <p>◎家庭用生ごみ処理容器 資源循環課、小出支所、各出張所、各公民館でお申し込みください。申し込み月の翌月中旬以降にご自宅までお届けします。</p> <table border="1" data-bbox="300 878 1449 1167"> <thead> <tr> <th rowspan="2">容器の種類</th> <th>バケツ式</th> <th>地下式 (2個 1セット)</th> <th colspan="3">地上式</th> </tr> <tr> <th>18型</th> <th>30型</th> <th>D70型</th> <th>130型</th> <th>190型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大きさ</td> <td>縦・横 31cm 高さ 38.7cm</td> <td>直径 30cm 高さ 50cm</td> <td>縦・横 45cm 高さ 69cm</td> <td>直径 60cm 高さ 66cm</td> <td>直径 72cm 高さ 71cm</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>1,000円</td> <td>3,000円</td> <td colspan="3">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・1世帯につき2個まで(地下式は1セットまで)</p>					容器の種類	バケツ式	地下式 (2個 1セット)	地上式			18型	30型	D70型	130型	190型	大きさ	縦・横 31cm 高さ 38.7cm	直径 30cm 高さ 50cm	縦・横 45cm 高さ 69cm	直径 60cm 高さ 66cm	直径 72cm 高さ 71cm	負担金	1,000円	3,000円	2,000円		
容器の種類	バケツ式	地下式 (2個 1セット)	地上式																									
	18型	30型	D70型	130型	190型																							
大きさ	縦・横 31cm 高さ 38.7cm	直径 30cm 高さ 50cm	縦・横 45cm 高さ 69cm	直径 60cm 高さ 66cm	直径 72cm 高さ 71cm																							
負担金	1,000円	3,000円	2,000円																									
名称	安心まごころ収集事業																											
担当	環境事業センター(57-0200)																											
概要	<p>ごみや資源物を集積場所まで持ち出すことが難しい世帯を対象に、戸別収集を行っています。また、収集の際に声掛けや顔合わせによる安否確認も行います。</p> <p>◎対象 次のいずれかに該当する市内在住の方で、本人や家族などの同居者では集積場所にごみや資源物を持ち出すことが難しく、かつ地域や親類など身近な方の協力が得られない方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由で身体障害者手帳1～2級の方 ・65歳以上で要介護2～5の方 ・そのほか、同等の状態にあると市長が認める方 <p>※いずれも在宅していること</p> <p>◎申し込み 障害者世帯:障害福祉課、高齢者世帯:高齢福祉介護課</p>																											

■下水道	
名称	トイレや流しなどがつまったときは
担当	下水道河川管理課、下水道河川総務課
概要	<p>トイレや流しなどの水が流れないのは、管のつまりが原因と考えられます。お問合せの前に次のことを確認してください。</p> <p>① マンション・アパートの場合、管理会社もしくは管理者に連絡をして相談してください。</p> <p>② 個人住宅の場合、敷地内にある汚水の最後のます(公共下水道汚水ます)を探してください。次に、公共下水道汚水ますを開けて、水が溜まっているか確認してください。</p> <p>●水が溜まっていた場合:公共下水道本管や取付管(公共下水道本管へ接続している管)のつまりが考えられますので、下水道河川管理課へご連絡ください。</p> <p>●水が溜まっていなかった場合:敷地内の排水設備のつまりが考えられます。ここでのつまりは、個人での対応となりますので、茅ヶ崎市の排水設備指定工事店等にご相談のうえ対応をお願いします。お問合せは、下水道河川総務課へ。</p>
名称	私道への公共下水道(汚水)の敷設
担当	下水道河川建設課
概要	<p>一定の要件を満たしている私道に、公共下水道(汚水)を敷設します。</p> <p>◎要件 ①道路の形態をしていて日常的に使われている ②建築基準法上の道路などである ③分筆登記されている ④私道沿いに、所有者が異なり、公道に面していない建築物(住居)が2棟以上ある ⑤処理区域内に位置している ⑥私道所有者全員の承諾を得ている</p> <p>※上記は主な要件です。詳細は担当までご相談ください。</p>

■緑化事業	
名称	グリーンバンク制度
担当	公園緑地課
概要	<p>引っ越しや家の建て替えなどで不要となった庭木などを引き取り、堤樹木センターで公開し、ご希望の方に引き渡しています。</p> <p>◎堤樹木センター:茅ヶ崎市堤 411</p>

■浄化槽	
名 称	浄化槽の維持管理
担 当	環境保全課
概 要	<p>浄化槽の維持管理は使用者に義務づけられています。</p> <p>①清掃(浄化槽汚泥のくみ取り)</p> <p>◎実施回数 年1回(全ばっ気方式は6か月に1回) 1年6か月以上清掃していない場合は割増料金あり</p> <p>◎申込み 環境保全課</p> <p>※保守点検、法定検査について不明な点がございましたら、担当課へお問い合わせください。</p> <p>②法定検査 ・7条検査(設置後の水質検査) 浄化槽の使用開始3ヶ月～8ヶ月の間に検査を行い、浄化槽工事に問題はないか、浄化槽が汚水を浄化する機能を有しているか等を確認する検査。</p> <p>・11条検査(定期検査) 年1回、浄化槽の清掃や保守点検が正しく実施され、正常に機能しているかを確認する検査。</p> <p>◎申込み 一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会 045-333-8727</p> <p>③保守点検 市に登録されている浄化槽保守点検業者、又は技術上の基準に基づき、ご自身で行ってください。(機械の点検・修理、消毒薬の補充、害虫駆除等)</p> <p>◎申込み 市のホームページに浄化槽保守点検業者一覧を掲載しています。</p> <p>※ご不明な点がございましたら、担当課へお問い合わせください。</p>

■衛生	
名 称	スズメバチの巣の駆除
担 当	保健所衛生課
概 要	<p>ハチの中でも毒性が強く、生命に危険を及ぼす可能性のあるスズメバチの巣に限り、無料で駆除をしています。お困りの際はご連絡ください。なお、巣の場所が判明しない場合は対応できません。</p> <p>そのほかのハチの巣は、市では駆除していません。害虫駆除業者に相談するか、ご自身での巣の駆除をするようにしてください。アシナガバチなどは市販の殺虫剤で比較的簡単に駆除できますが、作業には十分注意してください。</p>

■自治会	
名 称	自治会への加入
担 当	市民自治推進課
概 要	<p>自治会は、防災や防犯、ごみの問題など暮らしに身近な問題に対して積極的に行政と連携して取り組んでいます。さらに、それぞれ特色豊かな活動を行い、近所での交流を深めています。自治会へ入りましょう。</p> <p>●自治会に加入するには、担当までご連絡ください。お住まいの地域の自治会を紹介します。</p>

■税金	
名 称	固定資産税・都市計画税
担 当	資産税課
概 要	<p>毎年1月1日現在で市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。</p> <p>固定資産税は、土地・家屋・償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)の所有者がその資産がある市町村に収める税金です。</p> <p>都市計画税は、目的税として都市計画事業(道路、公園、下水道などの整備)や土地区画整理事業に充てるため、市街化区域内の土地・家屋を対象として、その所有者が固定資産税と併せて納める税金です。</p>